



費用無料

従業員100人以下の事業主向け

女性活躍行動計画 策定支援

(女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画)

広島県が認定する「女性活躍推進アドバイザー」が
職場を訪問し、行動計画を作るお手伝いをします！

令和4年4月から改正女性活躍推進法が全面施行され、一般事業主行動計画の策定や情報公開の義務が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から101人以上の事業主まで拡大されました。

100人以下の事業主は努力義務となっていますが、誰もが働きやすい職場環境整備を考えるきっかけとして、アドバイザー派遣を活用してみませんか？

対象 市内に事業所を有する、常時雇用労働者が100人以下の事業主

行動計画策定 支援の流れ

ステップ① 初回ヒアリング・数値目標項目の決定

担当アドバイザーをはじめとしたスタッフが企業の現状や課題をヒアリングし、取り組むべき項目とその目標設定を一緒に決めていきます。ステップ②までの間に数値目標を作成していきます。

ステップ② 具体的数値目標の確認・行動計画策定着手

作成した数値目標をアドバイザーが確認し、一緒にブラッシュアップします。ステップ③までの間に行動計画を作成していきます。

ステップ③ 行動計画の内容確認・実行アドバイス

作成頂いた行動計画をアドバイザーが確認し、実行に向けた具体的な取り組みを一緒に考えていきます。ここから計画を実行していきます。

ステップ④ 行動計画の取組状況確認・フォローアップ

一定期間後に、行動計画の取組状況を確認し、アドバイザーと一緒に点検していきます。その後の発展的取組について意見交換をして支援は終了です。

※ 原則は訪問4回としますが、訪問2回～3回でのご検討もご相談に応じます。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問をオンラインに代えさせて頂く場合があります。

2
〜
4
カ
月
程
度
(全
4
回
訪
問)

お申込みは裏面の申込書またはWeb申込フォームからお願いします。 **申込み [裏面へ]**

主 催：Jデスクみはら（三原市・三原商工会議所・三原臨空商工会・三原公共職業安定所）

お問合せ：三原市経済部商工振興課 担当：川島（かわしま）TEL：0848-67-6013



従業員100人以下の事業主向け

女性活躍行動計画策定支援

(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画)

対象

市内に事業所を有する、常時雇用労働者が100人以下の事業主

※正社員だけでなくパート、契約社員、アルバイトなどの名称に関わらず、以下の要件に該当する労働者も含みます。

- ①期間の定めなく雇用されている者
- ②一定の期間を定めて雇用されているものであって、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

申込方法

次の①②のいずれかの方法で手続きを行ってください。

① 申込書（三原市経済部商工振興課 宛て）

次の必要事項を記入のうえ、本用紙を、メール（shoko@city.mihara.hiroshima.jp）またはFAX（0848-64-4103）にてお送りください。

貴社名			ご担当者氏名	
事業所所在地	〒		部署・役職	
TEL		Email (携帯不可)		
申込にあたっての特記事項				

② web申込フォーム

右のQRコードまたはURLから申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力してください。

【QRコード】



【URL】

<https://logoform.jp/f/A0UwD>